



2025 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ワ ー ル ド
代表者名 代表取締役 社長執行役員 鈴木 信輝
(コード番号：3612 東証プライム)
問合せ先 取締役 副社長執行役員 中林 恵一
(TEL：03-6887-1300)

**株式分割及び定款の一部変更並びに
新株予約権の行使条件変更に関するお知らせ**

当社は本日開催の取締役会において、株式分割を実施すること、定款の一部変更に関する議案を 2026 年 5 月に開催予定の第 68 回定時株主総会に付議すること及び新株予約権の行使条件を変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社の普通株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものです。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026 年 2 月 28 日（土）（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には 2026 年 2 月 27 日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式 1 株につき、2 株の割合をもって分割（以下「本株式分割」といいます。）いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	36,858,633 株
今回の分割により増加する株式数	36,858,633 株
株式分割後の発行済株式総数	73,717,266 株
株式分割後の発行可能株式総数	275,000,000 株

(注) 上記の発行済株式総数は 2025 年 10 月 1 日現在のものです。上記の発行済株式総数及び増加する株式数は、新株予約権の行使などにより株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 日程

基準日公告日 2026 年 2 月 13 日（金）（予定）
基準日 2026 年 2 月 28 日（土）（予定）
効力発生日 2026 年 3 月 1 日（日）（予定）

(4) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 変更の理由

本株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

② 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示しています。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>137,500,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>275,000,000株</u> とする

③ 変更の日程

取締役会決議日 2025年11月14日(金)
効力発生日 2026年3月1日(日)(予定)

(5) その他

① 本株式分割に際して、当社の資本金の増加はありません。

② 本株式分割は、2026年3月1日(日)を効力発生日としておりますので、配当基準日を2026年2月28日とする2026年2月期の期末配当金は、本株式分割前の株式が対象となります。

③ 株式分割後の株主優待制度について

本株式分割の効力発生日以後の株主優待制度の取り扱いにつきましては、本日公表した「株主優待制度の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

④ 新株予約権行使価額等の調整

本株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額及び行使されていない新株予約権1個あたりの目的である株式の数を、本株式分割の効力発生日である2026年3月1日(日)以降、次のとおり調整いたします。

	1株当たりの行使価額(円)		新株予約権1個当たりの目的である株式の数(株)	
新株予約権(発行決議日)	調整前	調整後	調整前	調整後
2025年新株予約権 (2025年5月27日及び 2025年8月21日)	3,245円	1,622.5円	100株	200株

⑤ 本株式分割により、2026年3月1日(日)を効力発生日とする、当社を株式交換完全親会社、株式会社ライトオン(以下「ライトオン」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)の実行において、当社の1単元未満の普通株式が交付されることとなるライトオンの株主様数の減少にもつながるものと考えております。本株式交換の詳細につきましては、本日公表した「株式会社ワールドによる株式会社ライトオンの完全子会社化に関する株式交換契約締結(簡易株式交換)のお知らせ」をご参照ください。

2. 2025 年新株予約権の行使条件の変更

(1) 行使条件の変更の理由

当社が、2025 年 5 月 27 日及び 2025 年 8 月 21 日開催の取締役会において発行決議した 2025 年新株予約権は、割当日から権利行使開始日（同日を含みません。）までの間の期間に属する東京証券取引所の各取引営業日における、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価の最高価格（以下「基準株価」といいます。）に応じ、行使割合に相当する新株予約権を行使することができます。本株式分割に伴い、2025 年新株予約権の基準株価及び行使割合を、本株式分割の効力発生日である 2026 年 3 月 1 日（日）以降、次のとおり調整いたします。

(2) 変更の内容

新株予約権 (発行決議日)	調整前		調整後	
	基準株価	行使割合	基準株価	行使割合
2025 年新株予約権 (2025 年 5 月 27 日及び 2025 年 8 月 21 日)	3,000 円以上	20%	1,500 円以上	20%
	3,500 円以上	40%	1,750 円以上	40%
	4,000 円以上	60%	2,000 円以上	60%
	4,500 円以上	100%	2,250 円以上	100%

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

単元未満株式を所有する株主様の株式売買の利便性向上を目的として、会社法第 194 条第 1 項に定める単元未満株式の買増制度を導入するため、定款第 9 条を新設し、これに合わせて現行定款第 8 条の定めを一部変更するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部は変更部分を示しています。）

現行定款	変更後
（単元未満株式についての権利） 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。 （1）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 （2）会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 （3）株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 （新設） （新設）	（単元未満株式についての権利） 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。 （1）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 （2）会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 （3）株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>（4）次条に定める請求をする権利</u> <u>（単元未満株式の売渡請求）</u> <u>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求することができる。但</u>

第 <u>9</u> 条～第 <u>32</u> 条（条文省略）	<u>し、当社が売り渡すべき単元未満株式の数の自己株式を有しないときは、この限りでない。</u> 第 <u>10</u> 条～第 <u>33</u> 条（現行どおり）
----------------------------------	--

（3） 変更の日程

定款変更に係る定時株主総会開催日

2026 年 5 月 28 日（木）（予定）

定款変更の効力発生日

2026 年 5 月 28 日（木）（予定）

以 上